

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課
・振興課・老人保健課・総務課認知症施策推進室

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.1）
（平成 30 年 3 月 23 日）」の送付について
計 83 枚（本紙を除く）

Vol.629

平成 30 年 3 月 23 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課・振興課・老人保健課・総務課認知症施策推進室

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3971、3937、3949、3975）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 23 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
振興課
総務課認知症施策推進室

「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 1）（平成 30 年 3 月 23 日）」の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 30 年 3 月 23 日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【共生型サービス】

○ 共生型サービスの指定について

問 44 平成 30 年 4 月から、共生型サービス事業所の指定が可能となるが、指定の際は、現行の「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として指定するのか。それとも、新しいサービス類型として、「共生型訪問介護」、「共生型通所介護」、「共生型短期入所生活介護」として指定が必要となるのか。それとも「みなし指定」されるのか。

(答)

・共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする、あくまでも「居宅サービスの指定の特例」を設けたものであるため、従前通り「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として、事業所の指定申請に基づき自治体が指定する。

・なお、当該指定の申請は、既に障害福祉サービスの指定を受けた事業所が行うこととなるが、いずれの指定申請先も都道府県（＊）であるため、指定手続について可能な限り簡素化を図る観点から、障害福祉サービス事業所の指定申請の際に既に提出した事項については、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしているので、別添を参照されたい。

（＊）定員 18 人以下の指定生活介護事業所等は、（共生型）地域密着型通所介護事業所として指定を受けることとなるが、当該指定申請先は市町村であるため、申請書又は書類の提出は、生活介護事業所等の指定申請の際に既に都道府県に提出した申請書又は書類の写しを提出することにより行わせることができることとしている。

※指定障害福祉サービス事業所が、「共生型サービスの指定の特例」を受けることなく、通常の）介護保険の居宅サービスの指定の申請を行う場合についても同様の取扱いとする。

問 45 改正後の介護保険法第 72 条の 2 第 1 項ただし書に規定されている共生型居宅サービス事業者の特例に係る「別段の申出」とは具体的にどのような場合に行われることを想定しているのか。

（１）例えば、障害福祉制度の生活介護の指定を受けている事業者が、指定申請を行う場合、

①「別段の申出」をしなければ、共生型の通所介護の基準に基づき指定を受けることができる

②「別段の申出」をすれば、通常の通所介護の基準に基づき指定を受ける

ことになるということか。

(2) 介護報酬については、

上記①の場合、基本報酬は所定単位数に 93/100 を乗じた単位数

上記②の場合、基本報酬は所定単位数（通常の通所介護と同じ）

ということか。

(答)

【(1) について】

・ 貴見のとおりである。

・ 共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする、「(共生型) 居宅サービスの指定の特例」を設けたもの。

・ (1) の場合、指定障害福祉事業所が介護保険サービスを行うことになるが、

①指定障害福祉事業所が、介護保険サービスの基準を満たせない場合

②指定障害福祉事業所が、「(共生型) 居宅サービスの指定の特例」を受けることなく介護保険サービスの基準を満たす場合（※現在も事実上の共生型サービスとして運営可能）

があるため、②の場合に「別段の申出」を必要としているもの。

・ なお、「別段の申出」については、以下の事項を記載した申請書を、当該申出に係る事業所の所在地の指定権者に対して行う。

ア 当該申出に係る事業所の名称及び所在地並びに申請者及び事業者の管理者の氏名及び住所

イ 当該申出に係る居宅サービスの種類

ウ 法第 72 条の 2 第 1 項等に規定する特例による指定を不要とする旨

【(2) について】

・ 貴見のとおりである。

《参考》

・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）（抄）

（共生型居宅サービス事業者の特例）

第七十二条の二 訪問介護、通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに係る事業所について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援（以下

「障害児通所支援」という。)に係るものに限る。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定(当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)に係るものに限る。)を受けている者から当該事業所に係る第七十条第一項(第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第七十条第二項(第七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第七十条第二項第二号中「第七十四条第一項の」とあるのは「第七十二条の二第一項第一号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る」と、「同項」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第七十四条第二項」とあるのは「第七十二条の二第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

- 一 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。
- 二 申請者が、都道府県の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができると認められること。

2～5 (略)

問 46 共生型サービス事業所の指定を行う際、指定通知書等に明確に「共生型」と区分する必要があるのか。

(答)

不要である。

問 47 通所介護(都道府県指定)の利用定員は19人以上、地域密着型通所介護(市町村指定)の利用定員は18人以下とされているが、例えば、障害福祉制度の生活介護の指定を受けた事業所が介護保険(共生型)の通所介護の指定を受ける場合、定員19人以上であれば都道府県に指定申請を、定員18人以下であれば市町村に指定申請を行うことになるのか。

(答)

・共生型通所介護の定員については、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限であり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)と障害給付の対象となる利用者(障害者)と

の合算で、利用定員を定めることとなるため、貴見のとおりである。

・なお、障害福祉制度の指定を受けた事業所が介護保険（共生型）の訪問介護又は短期入所生活介護の指定を受ける場合、これらのサービスには市町村指定の地域密着型サービスは存在しないため、事業所規模に関わらず、都道府県に指定申請を行うことになる。

○ 共生型サービスの定員超過減算について

問 48 共生型通所介護（障害福祉制度の生活介護事業所等が、要介護者へ通所介護を行う場合）の場合、定員超過の減算はどちらを対象に、どのように見るべきか。

（答）

・共生型通所介護事業所の定員については、介護給付の対象となる利用者（要介護者）と障害給付の対象となる利用者（障害児者）との合算で、利用定員を定めることとしているため、合計が利用定員を超えた場合には、介護給付及び障害給付の両方が減算の対象となる。

※共生型短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。

○ 共生型サービスの人員基準欠如減算について

問 49 共生型通所介護事業所と共生型短期入所生活介護事業所（介護保険の基準を満たしていない障害福祉の事業所）の人員基準欠如減算は、障害福祉の事業所として人員基準上満たすべき員数を下回った場合には、介護給付と障害給付の両方が減算の対象となるものと考えてよいか。

（答）

貴見のとおりである。

共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化

- 障害福祉と介護保険で相互に共通又は類似する項目については、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能な事項を基本としつつ、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。

(1) 訪問介護（介護保険法施行規則第114条第2項による省略）

介護保険法施行規則 (第114条) 訪問介護	障害者総合支援法施行規則 (第34条の7) 居宅介護・重度訪問介護	省略可否
一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	×
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	○
五 事業所の平面図	五 事業所の平面図	○
五の二 利用者の推定数	-	-
六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	六 事業所の管理者及びサービス提供責任者（中略）の氏名、生年月日、住所及び経歴	○
七 運営規程	七 運営規程	×

八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○
九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
十 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十 当該申請に係る事業に係る資産の状況	○
十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項	十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項	×
十二 法第七十条第二項各号（中略）に該当しないことを誓約する書面（以下略）	十二 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面（以下略）	×
十三 役員の氏名、生年月日及び住所	十三 役員の氏名、生年月日及び住所	×
十四 その他指定に関し必要と認める事項	十四 その他指定に関し必要と認める事項	×

（２）通所介護（介護保険法施行規則第 119 条第 2 項による省略・簡素化）

※地域密着型通所介護も同様（介護保険法施行規則第 131 条の 3 の 2 第 3 項による省略・簡素化）

介護保険法施行規則 （第 119 条） 通所介護	児童福祉法施行規則		障害者総合支援法施行規則			省略可否
	（第 18 条の 27） 児童発達支援	（第 18 条の 29） 放課後等デイサービス	（第 34 条の 9） 生活介護	（第 34 条の 14 第 4 項） 自立訓練（機能訓練）	（第 34 条の 14 第 5 項） 自立訓練（生活訓練）	
一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施	一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業	一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業	一 事業所の名称及び所在地	一 事業所の名称及び所在地	一 事業所の名称及び所在地	×

設を有するときは、 当該施設を含む。)の 名称及び所在地	所の一部とし て使用される 事務所を有す るときは、当 該事務所を含 む。)の名称及 び所在地	所の一部とし て使用される 事務所を有す るときは、当 該事務所を含 む。)の名称及 び所在地				
二 申請者の名称及び 主たる事務所の所在 地並びにその代表者 の氏名、生年月日、 住所及び職名	二 申請者の名 称及び主たる 事務所の所在 地並びにその代 表者の氏 名、生年月日、 住所及び職名	二 申請者の名 称及び主たる 事務所の所在 地並びにその代 表者の氏 名、生年月日、 住所及び職名	二 申請者の 名称及び主 たる事務所の 所在地並びにその代 表者の氏名、 生年月日、住 所及び職名	二 申請者の 名称及び主 たる事務所の 所在地並びにその代 表者の氏名、 生年月日、住 所及び職名	二 申請者の 名称及び主 たる事務所の 所在地並びにその代 表者の氏名、 生年月日、住 所及び職名	×
三 当該申請に係る事 業の開始の予定年月 日	三 当該申請に 係る事業の開 始の予定年月 日	三 当該申請に 係る事業の開 始の予定年月 日	三 当該申請 に係る事業 の開始の予 定年月日	三 当該申請 に係る事業 の開始の予 定年月日	三 当該申請 に係る事業 の開始の予 定年月日	×
四 申請者の定款、寄 附行為等及びその登 記事項証明書又は条 例等	四 申請者の定 款、寄附行為 等及びその登 記事項証明書	四 申請者の定 款、寄附行為 等及びその登 記事項証明書	四 申請者の 定款、寄附行 為等及びそ の登記事項	四 申請者の 定款、寄附行 為等及びそ の登記事項	四 申請者の 定款、寄附行 為等及びそ の登記事項	○

	<u>又は条例等</u>	<u>又は条例等</u>	<u>証明書又は 条例等</u>	<u>証明書又は 条例等</u>	<u>証明書又は 条例等</u>	
五 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の <u>平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</u>	五 事業所の <u>平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</u>	五 事業所の <u>平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</u>	五 事業所の <u>平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</u>	五 事業所の <u>平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</u>	五 事業所の <u>平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</u>	○
－	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	×
六 事業所の管理者の <u>氏名、生年月日、住所及び経歴</u>	七 事業所の <u>管理者及び児童発達支援管理責任者（中略）の氏名、生年月日、住所及び経歴</u>	七 事業所の <u>管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</u>	七 事業所の <u>管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</u>	七 事業所の <u>管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</u>	七 事業所の <u>管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</u>	○
七 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	×
八 利用者からの苦情を <u>処理するために講</u>	九 障害児又はその家族から	九 障害児又はその家族から	九 利用者又はその家族	九 利用者又はその家族	九 利用者又はその家族	○

<u>ずる措置の概要</u>	<u>の苦情を解決 するために講 ずる措置の概 要</u>	<u>の苦情を解決 するために講 ずる措置の概 要</u>	<u>からの苦情 を解決する ために講ず る措置の概 要</u>	<u>からの苦情 を解決する ために講ず る措置の概 要</u>	<u>からの苦情 を解決する ために講ず る措置の概 要</u>	
九 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	×
十 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況	○
-	-	-	十二 指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該	十二 指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該	十二 指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該	×

			協力医療機 関との契約 の内容	協力医療機 関との契約 の内容	協力医療機 関との契約 の内容	
十一 当該申請に係る 事業に係る居宅介護 サービス費の請求に 関する事項	十二 当該申請 に係る事業に 係る障害児通 所給付費の請 求に関する事 項	十二 当該申請 に係る事業に 係る障害児通 所給付費の請 求に関する事 項	十三 当該申 請に係る事 業に係る介 護給付費の 請求に関す る事項	十三 当該申 請に係る事 業に係る訓 練等給付費 の請求に関 する事項	十三 当該申 請に係る事 業に係る訓 練等給付費 の請求に関 する事項	×
十二 誓約書	十三 法第二十 一条の五の十 五第二項各号 に該当しない ことを誓約す る書面（以下 略）	十三 誓約書	十四 誓約書	十四 誓約書	十四 誓約書	×
十三 役員の氏名、生 年月日及び住所	十四 役員の氏 名、生年月日 及び住所	十四 役員の氏 名、生年月日 及び住所	十五 役員の 氏名、生年月 日及び住所	十五 役員の 氏名、生年月 日及び住所	十五 役員の 氏名、生年月 日及び住所	×
十四 その他指定に関 し必要と認める事項	十五 その他指 定に関し必要 と認める事項	十五 その他指 定に関し必要 と認める事項	十六 その他 指定に関し 必要と認め る事項	十六 その他 指定に関し 必要と認め る事項	十六 その他 指定に関し 必要と認め る事項	×

(3) 短期入所生活介護（介護保険法施行規則第121条第3項による省略）

※介護予防短期入所生活介護も同様（介護保険法施行規則第140条の10第3項による省略）

介護保険法施行規則 (第121条) 短期入所生活介護	障害者総合支援法施行規則 (第34条の11) 短期入所	省略可否
一 事業所の名称及び所在地	一 事業所の名称及び所在地	×
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	○
五 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所（次号において「併設事業所」という。）において行う場合にあっては、その旨	五 事業所の種別（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する併設事業所（次号及び第七号において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）	×
六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅サービス等基準第百二十四条第三項に規定する併設本体施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）	六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	○

並びに設備の概要		
七 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数	七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員	×
八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○
九 運営規程	九 運営規程	×
十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○
十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況	○
十三 指定居宅サービス等基準第百三十六条（指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十三 指定障害福祉サービス基準第百二十五条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	○
十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項	十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項	×
十五 誓約書	十五 誓約書	×
十六 役員の氏名、生年月日及び住所	十六 役員の氏名、生年月日及び住所	×
十七 その他指定に関し必要と認める事項	十七 その他指定に関し必要と認める事項	×